

注意事項

1. 加入期間 任意継続期間は2年間（※但し、期間途中で下記②～⑥に該当した場合は喪失します）
2. 喪失するとき 下記の理由の場合は、資格喪失となります。
- ① 加入後2年を経過したとき（期間満了）
 - ② 他の健康保険または船員保険の被保険者となったとき（就職等）
 - ③ 保険料を期日までに納付しなかったとき
 - ④ 健保組合に資格喪失届を提出し、その届出が健保組合に受理された月の翌月1日
 - ⑤ 被保険者が死亡したとき
 - ⑥ 後期高齢者医療制度の対象になったとき（75歳になったとき、または65歳以上で寝たきりなどによって広域連合の障害認定を受けたとき）

保険料について

1. 保険料支払 1回目の保険料は、健保組合から送付される「資格取得のお知らせ」を参照し、期日までに当組合の指定口座に振り込みをしてください。（振込手数料は自己負担）
2回目以降の保険料は、登録された、ゆうちょ銀行の口座からの自動振替となります。
2. 払 方 月 払 … 毎月10日自動振替（休日の場合は翌営業日）
原則3ヶ月分を第1回保険料として納入
半年払 … 9月30日、3月31日自動振替（休日の場合は前営業日）
3～7月資格取得者は9月分まで、8～2月資格取得者は3月分までを第1回保険料として納入
年 払 … 3月31日自動振替（休日の場合は前営業日）
取得月から翌年3月分までを第1回保険料として納入
3. 前納保険料 半年・年払の場合は、前納割引の適用が受けられます。（複利原価法による年4%）
4. 介護保険料 下記に該当する方は、「介護保険料」を「健康保険料」と合わせて納入していただきます。
- ① 被保険者が40歳以上65歳未満
 - ② 被保険者が65歳以上で、40歳以上65歳未満の被扶養者がいる場合
 - ③ 被保険者が40歳未満で、40歳以上65歳未満の被扶養者がいる場合